

宮崎県立学校情報セキュリティポリシーの概要

平成24年12月12日
宮崎県教育庁学校政策課
学校教育計画担当

宮崎県立学校情報セキュリティ基本方針

- 目的、用語の定義、セキュリティポリシーの教職員等への適用、遵守事項、管理体制
- 情報資産の分類、サイバー攻撃等の情報資産への脅威とその対策
- 情報セキュリティ監査及び自己点検、評価及び見直しの実施
- 具体的な遵守事項や判断基準を定める学校情報セキュリティ対策基準の策定
- 対策基準に基づき、その対策を実施する学校情報セキュリティ実施手順の策定
- 情報モラルの観点から、児童・生徒への対応

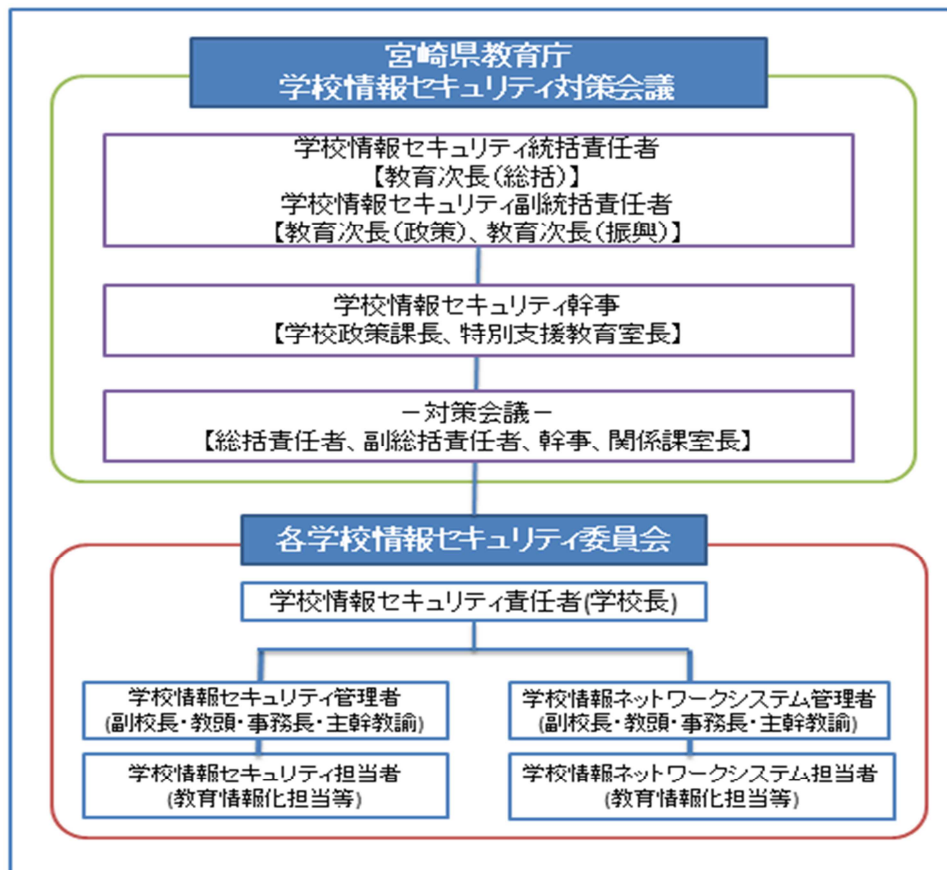
以上の基本方針を示している。

宮崎県立学校情報セキュリティ対策基準

1 目的

- ・ 基本方針に基づき、具体的な対策を講じるための遵守すべき行為及び判断等の同一的な基準を定め、情報資産等を様々な脅威から防御することなどを目的としている。

2 組織・体制



3 情報資産の分類及び管理

(1) 情報資産の分類

- ・児童生徒の個人情報、公開予定のない情報及び学校運営等に重要な影響を及ぼす情報、その他に分類することについて

(2) 情報資産の管理責任等

- ・学校情報セキュリティ管理者と学校情報ネットワークシステム管理者、及び利用者の責任について

(3) 情報資産の管理方法

- ・宮崎県個人情報保護条例（平成十四年宮崎県条例第四十一号）の定めによることについて
- ・情報資産の管理、データバックアップやU S Bメモリ等の記録媒体の管理について
- ・電子メール等により重要性の高い情報を送信する場合の暗号化又はパスワードの設定について
- ・記録媒体が不要となった場合の廃棄方法などについて

4 物理的セキュリティ対策

(1) サーバ等

- ・サーバ等のセキュリティ対策について

(2) 入退室管理等

- ・ネットワークの基幹機器が設置されている部屋の入退室について

(3) 通信回線及び通信回線装置の管理

- ・校内の通信回線及び通信回線装置を適切な管理について

(4) 盗難防止対策

- ・職員室等の施錠による情報資産の盗難防止について

5 人的セキュリティ対策

(1) 教職員等の責務

- ・教職員等の、情報セキュリティポリシーに関する研修へ参加することについて
- ・ID 及びパスワード等の取り扱いについて
- ・校務用・教育用パソコンの利用における遵守事項について
- ・宮崎県教育情報ネットワークの電子メール利用において、教育ネットワークひむかの運用管理基準に従うことについて

(2) 教職員等への研修

- ・情報セキュリティポリシーに関する研修に参加し、情報セキュリティポリシーを理解することについて

(3) 非常勤職員及び臨時的任用職員への対応

- ・採用時に非常勤職員等が守るべき内容を理解させ、実施及び遵守させることについて

(4) 外部委託に関する管理

- ・ネットワークの開発・運用・保守を外部委託事業者に発注する場合、守秘義務等情報セキュリティの維持に必要な項目を明記した契約を締結し、必要な指導を行うことについて

6 技術的セキュリティ対策

(1) ネットワーク及び情報システムの管理

- ・アクセス記録の取得、管理記録及び作業の確認、障害記録の作成等、ネットワーク構成図や情報システム仕様書の管理、バックアップ等、具体的な管理について

(2) アクセス制御

- ・利用者 ID の取り扱い、管理者権限の取り扱い、外部ネットワークとの接続、無線 LAN 使用の留意点について

(3) コンピュータウイルス対策

- ・受送信、共有するファイルのチェック、ウイルスチェック用パターンファイルの更新、コンピュータウイルス対策の具体的事項について

(4) 不正アクセス対策

- ・セキュリティ対策上必要な措置、重要なファイルの改ざんの有無の検査、不正アクセスによるウェブページの改ざん等がないか等、定期的な確認について
- ・不正アクセス等による攻撃を受けることが明確な場合の対応について
- ・サーバ等に攻撃を受け、当該攻撃が不正アクセス禁止法違反等の犯罪の可能性がある場合、攻撃の記録を保存し関係機関と緊密な連携をすることについて

(5) システムの導入、保守等

- ・仕様書に、技術的なセキュリティ機能を明記することについて
- ・システム導入・保守に関連する資料及び文書の保管について

7 運用におけるセキュリティ対策

(1) ネットワーク等の監視

- ・ネットワーク等のセキュリティに関する事案を検知するための稼働状況の監視について

(2) 対策基準の遵守状況の確認

- ・遵守状況の確認及び対処、端末及び記録媒体等の利用状況の調査について

(3) 基本方針及び対策基準の備付け

- ・教職員等が基本方針、対策基準を常に参照できるよう所定の場所に備え付けることについて

(4) 実施手順及び緊急時対応マニュアルの整備

- ・ネットワーク及び情報システムに係る実施手順の作成・運用について
- ・緊急事態発生時の連絡先や復旧方法等明記した緊急時対応マニュアルを作成することについて

(5) 緊急事態発生時の対応

- ・校内の連絡体制、報告の内容、事案への対処について

(6) 外部委託

- ・外部委託事業者からの情報漏えい等を防止するため、契約でセキュリティの遵守事項を定めることについて

(7) 例外措置

- ・学校情報セキュリティ関係規定を遵守することが困難な場合、副統括責任者に協議の上、別途処理基準等を定めることができることについて

8 法令遵守

- ・地方公務員法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、宮崎県個人情報保護条例の法令について
- ・法令等に違反した教職員等及びその監督責任者は、その重大性及び事案の状況に応じて地方公務員法第 29 条の規定により、懲戒処分の対象となり得ることについて

9 評価・見直し

- ・監査、自己点検を行うこと及び、対策基準を更新することについて